

小型分散型発電システム用系統連系装置等の JET 認証業務規程

2019 年 10 月

一般財団法人電気安全環境研究所（JET）

目 次

第1章 総則.....	2
第2章 認証.....	2
第1節 認証.....	2
第2節 認証の継続等.....	3
第3章 製品試験.....	5
第1節 製品試験（共通的事項）.....	5
第2節 認証のための製品試験.....	6
第3節 認証の継続のための製品試験.....	6
第4章 工場調査.....	7
第1節 認証のための工場調査.....	7
第2節 認証期間中の工場調査.....	7
第3節 臨時工場調査.....	8
第4節 工場調査員.....	8
第5章 認証ラベル.....	8
第6章 品質等の維持及び事故責任の帰属.....	9
第7章 認証料等.....	9
第8章 記録.....	9
第9章 市場品買上げ試験等.....	10
第10章 臨時試験.....	10
第11章 その他.....	10
（附表1）.....	13

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、小型分散型発電システムの安全性の確保に寄与し、かつ、系統連系円滑化に資するため、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」といいます。）が、小型分散型発電システム用の系統連系保護装置及び系統連系用インバータ等（以下「系統連系装置等」といいます。）の製造事業者、流通事業者、輸入事業者等（以下「製造事業者等」といいます。）の申込みに応じて行う系統連系装置等の認証に必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 認証とは、系統連系装置等が第22条に規定する試験基準に適合していること並びに製造工場が試験基準に適合している製品等を継続的に製造できる体制にあることを確認し、当該製品等を登録することをいいます。

(認証の範囲)

第3条 認証の範囲は、電気事業法の小出力発電設備のうち、逆変換装置等を用いた系統連系装置等であって、低圧配電線へ連系要件に適合することを前提とした以下のものとします。

- (1) 太陽光発電システム用にあつては、単相機器は出力 20kW 未満、三相機器は出力が 50kW 未満のもの（多数台用にあつては、単相機器は出力 20kW 未満、三相機器は出力 50kW 未満のもの）
- (2) ガスエンジンコジェネシステム用にあつては、出力 10kW 未満のもの（多数台用にあつては、10kW 未満のもの）
- (3) 定置用小型燃料電池システム用にあつては、出力 10kW 未満のもの（多数台用にあつては、10kW 未満のもの）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電池用の充放電システムにあつては、出力 10kW 以下のもの（多数台用にあつては、10kW 以下のもの）
- (5) 太陽電池と定置用リチウムイオン蓄電池との複数入力用にあつては、出力が 10kW 以下のもの
- (6) ガスエンジンコジェネと定置用リチウムイオン蓄電池との複数入力用にあつては、出力が 10kW 未満のもの
- (7) 定置用小型燃料電池と定置用リチウムイオン蓄電池との複数入力用にあつては、出力が 10kW 未満のもの
- (8) 電気自動車等搭載蓄電池（直流接続型）用にあつては、出力が 10kW 未満のもの
- (9) 太陽電池と電気自動車等搭載蓄電池（直流接続型）との複数入力用にあつては、出力が 10kW 未満のもの
- (10) 電気自動車等搭載蓄電池（直流接続型）と定置用リチウムイオン蓄電池と太陽電池のマルチ入力システム用にあつては、出力が 10kW 未満（ただし、電気自動車等搭載蓄電池（直流接続型）を含まない場合は、10kW 以下）のもの

第2章 認証

第1節 認証

(認証)

第4条 JET は、第2条に定める定義のもののうち、第3条に定める認証の範囲の対象製品（以下「認証対象モデル」といいます。）の識別記号（以下「型番」といいます。）ごとに、認証申込者の申込を受け、認証を行います。

(申込み等)

第5条 JET は、次の各号に掲げる事項を記載した認証申込書及び申込に関する確認事項に認証製品として販売することが出来るものと同等の状態にある試験用の完成製品（以下「試験品」といいます。）を添えて、認証申込者に申し込んでいただきます。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び認証業務に関する責任者の氏名
 - (2) 系統連系装置等の名称及び型番
 - (3) 系統連系装置等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（製造の一部もしくはすべてを委託する場合にあつては、その委託関係を、輸入する場合にあつては、その輸入関係を明記すること）
- 2 前項の認証申込書には、次の書類が添付してあることを確認します。
- (1) 系統連系装置等の性能に係わる技術仕様等
 - (2) 代理人により申込むときは、委任状
 - (3) 工場又は事業場の品質管理に関する説明書
 - (4) 系統連系装置等の製造を他の事業者¹に委託（輸入事業者における買い付けを含む。）する認証申込者²にあつては、その製造に係る事業者（製造者、製造工場等）との間において、品質管理が一体で、責任体制を明確

にした品質管理（設計、製造、検査等）を行い、かつ、認証取得者がその維持管理の評価を行うことを定めた委託生産又は輸入に係る契約に関する説明書

(5) JET 工場調査質問票（小型分散型発電システム用系統連系保護装置等の工場調査実施要領に定める「セクションB」）（初めての製造工場の場合に提出）

3 JET は、前条の認証申込書、製品の技術的仕様等記載した添付書類、試験品及び予納金（認証に係る手数料及び費用の概算額）を受け取り、申込を承諾できると判断したときに認証申込書に、受付年月日、受付番号を記載し、正式に受け付けします。

（申込みの取下げ）

第6条 JET は、認証申込者から認証申込取下届が提出されたときには、直ちに認証試験等の認証業務を中止し、認証申込者へ提出された技術関連書類並びに試験品を返却します。

（認証の要件）

第7条 JET は、認証申込者の申込みに基づき、認証試験及び初回工場調査を実施し、次の各号に適合していることを確認したときは、認証を行います。

- (1) 第26条の認証製品試験の結果が適切であること
- (2) 第35条の初回工場調査の結果が適切であること

（認証証明書等）

第8条 JET は、前条の認証を行ったときは、認証申込者（以下「認証取得者」といいます。）に対して、認証証明書を発行します。

2 第1項の認証証明書は次条に掲げる事項を記載するものとします。

（認証の管理）

第9条 認証は、認証対象モデルごとに次の事項を JET が管理する登録簿に記載する方法により行います。

- (1) 認証の年月日及び登録番号
- (2) 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項及び第2項第1号

（承継）

第10条 JET は、認証取得者が当該認証に係る事業の全部を譲渡し、又は認証取得者について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人の届出により、その認証取得者の地位を承継することを認めます。

（認証の公表）

第11条 JET は、認証を行った系統連系装置等（以下「認証製品」といいます。）の認証取得者名、品名、型番、性能等について、原則として月1回 JET ホームページに掲載する方法により公表します。

2 認証取得者は、認証されていない製品等が認証製品であるかのような公表その他第三者の誤解を招くような公表をしてはならないものとします。

第2節 認証の継続等

（認証の有効期間）

第12条 認証の有効期間は、5年間とします。なお、認証の有効期間中は、次の各号に適合していることとします。

ただし、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン又は系統連系規程の改正に伴い、その改正部分の適用期限を第22条の認証試験基準等に反映させる必要が生じた場合には、事前に周知した上で、有効期間を短縮することができるものとします。

- (1) 第14条の認証証明書記載事項変更の結果が適切であること
- (2) 第15条の部分変更試験の結果が適切であること
- (3) 第17条の認証の取消に該当するものでないこと
- (4) 第40条の定期工場調査の結果が適切であること
- (5) 第41条の臨時工場調査の結果が適切であること
- (6) 第55条の市場買上げ試験の結果が適切であること

(認証の更新)

- 第13条 認証は、認証取得者の申込みにより、更新することができます。なお、JETは認証の有効期間満了の日の6ヶ月前までにその旨お知らせします。
- 2 前項の認証の更新は、認証の有効期間満了の日の12ヶ月から3ヶ月前までの間に、認証更新申込書に、試験品を添えて提出していただきます。
 - 3 次項で準用する第7条の規定に基づく第26条の認証製品試験において、第22条の認証試験基準に適合しないことが判明したときは、更新を行わないこととします。
 - 4 第4条から第12条の規定は、認証の更新の場合に準用します。

(認証証明書記載事項の変更)

- 第14条 JETは、認証取得者において、認証証明書(第13条第4項の規定で準用する第8条の規定に基づく認証更新証明書を含みます。以下同じ。)に記載された事項に変更(次条に規定する部分変更を除きます。)が生じた場合には、遅滞なく、認証証明書記載事項変更届を提出していただきます。
- 2 JETは、前項の届出の記載内容を確認するため工場調査を行うことが必要と判断した場合には、第35条の規定に準じて、工場調査を行います。
 - 3 JETは、認証証明書記載事項変更届けの内容を審査し、変更が認められる場合には認証証明書の最新版を認証取得者に発行します。

(部分変更)

- 第15条 JETは、認証取得者において、認証証明書に記載された「認証モデルの仕様」を附表1「部分変更と見なされる構造、仕様等の条件」に示す範囲内で変更(以下「部分変更」といいます。)する場合には、あらかじめ部分変更届を提出していただきます。
- 2 JETは、前項の届けの記載内容を審査し、第30条に規定する部分変更試験を行うことが必要と判断した場合には、認証取得者に部分変更された試験品の提出を求めます。
 - 3 JETは、部分変更の内容を確認するため工場調査を行うことが必要と判断した場合には、第35条の規定に準じて、工場調査を行います。
 - 4 JETは、部分変更届の記載内容を審査し、附表1「部分変更と見なされる構造、仕様等の条件」の範囲であることを確認したときには部分変更確認書又は部分変更完了通知書を認証取得者に発行します。

(認証の抹消)

- 第16条 JETは、認証取得者から認証に係わる抹消届が提出されたときは当該認証を抹消することができます。
- 2 JETは、前項の規定により認証の抹消を行ったときは、認証取得者に対して認証抹消の通知を行うとともにその旨を公表します。

(認証の取消し)

- 第17条 JETは、認証取得者に次の各号に掲げる事由の一が生じ、JETの催告にもかかわらず改善が行われなかったときは、当該認証モデルの認証を取り消すことができるものとします。
- (1) 第12条の認証継続の要件に適合しないことが判明したとき
 - (2) 第13条における認証更新の手続きを行わなかったとき
 - (3) 第54条の規定にする臨時試験の結果、第22条の認証試験基準に適合していないことが明らかになったとき
 - (4) 認証取得者が、工場調査(委託生産及び輸入事業者における買い付けの場合を含む。)の実施を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は工場調査員の質問に対して正当な理由なく回答せず若しくは虚偽の回答をしたとき
 - (5) 認証取得者が認証の手数料又は費用の支払いを怠ったとき
 - (6) 故意又は重大な過失により認証製品以外のものに認証ラベルを表示又は貼付して出荷又は流通段階に置いたとき
 - (7) 認証された範囲を逸脱して、認証ラベルを貼付した認証製品を製造又は、出荷したとき
 - (8) JETとの間の信頼関係を破壊する行為があったとき
 - (9) 支払いの停止又は破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生の申立てを受け又は自ら申し立て認証製品を製造しないことが明らかになったとき
- 2 JETは、前項の規定により認証の取り消しを行ったときは、認証取得者に対して認証取消しの通知(前項

(2)を除く)を行います。

- 3 JETは、第1項の規定により認証の取消しを行ったときは、その旨を公表します。この場合、掲載の内容、時期については、第1項各号の取消事由を勘案して決定します。

(認証証明書の再発行)

第18条 JETは、認証取得者が認証登録書を汚し、損じ又は失ったときは、認証取得者からの要求に基づき再発行します。

(認証証明書等の返却)

第19条 JETは、第16条の規定により認証を抹消したとき及び第17条の規定により認証を取消したときは、認証取得者に対して、その登録番号に係る認証証明書(最新版)等の返却を要求することができるものとします。

第3章 製品試験

第1節 製品試験(共通的事項)

(製品試験)

第20条 JETは、第22条の認証試験基準への適合性を確認するため、製品試験を実施します。

2 製品試験の種類は、次のとおりとします。

- (1) 第26条に規定する認証製品試験
- (2) 第13条で準用する第26条の認証製品試験
- (3) 第15条に規定する部分変更試験
- (4) 第55条に規定する市場品買上げ試験
- (5) 第56条に規定する臨時試験
- (6) 第1号から第5号までの試験に係る改善のための試験(以下「改善試験」といいます。)
- (7) 第22条第3項に規定する認証試験基準変更試験

(試験品)

第21条 製品試験に供される試験品は、試験可能な量産品(完成品)であり、かつ、認証申込者が製造又は販売を予定している認証対象品又は認証製品とします。

2 JETは、前条の試験を行うため認証申込者に、試験品2台と必要な場合、関係する部品類を提出していただきます。ただし、認証申込者との協議により提出台数を変更する場合があります。

(認証試験基準等)

第22条 JETが用いる認証試験基準は、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈、日本工業規格、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン及び系統連系規程等に従って、JETが別に定める試験方法とします。

2 前項に基づきJETが定めた試験方法を適用することが適当ではないと認められるときは、前項に掲げる関係法令等に定められている要求内容に照らして個別にJETが試験方法を判断します。

3 第1項に基づきJETが定めた試験方法を変更する場合には、その内容を適用開始日とともに認証取得者に連絡します。変更する内容によっては、変更前の試験方法で認証された認証品に対して、第56条に基づく臨時試験を実施します。その結果が、第17条第1項第3号に該当する場合は第12条の有効期間に制限を加えることがあります。

(試験品の返却及び引き取り等)

第23条 JETは、試験品を返却する場合には、試験の実施によって生じた試験品の解体、損傷、破損等については、一切の責任を負わないものとします。

(出張試験)

第24条 JETは、製品試験の対象が次の各号の一つに該当するときは、認証申込者の工場その他当該製品試験に必要な設備を備える場所に出張して製品試験を行うことがあります。

- (1) 試験品をJETに搬入することが不可能であるとき又は搬入に多額の費用が必要であるとき
- (2) JETが当該製品試験に必要な設備を備えていないとき

(3) 特別の事由があり、JET と認証申込者との間で合意を得たとき

(試験設備及び計測器類の管理)

第25条 JET は、試験の正確さ及び有効性に影響を及ぼす全ての試験設備及び計測器類を別に定める設備管理規程に基づき管理するものとします。

第2節 認証のための製品試験

(認証製品試験)

第26条 認証製品試験は、認証のために行われる製品試験です。

(認証製品試験の方法)

第27条 JET は、認証製品試験を第22条の試験基準により、認証対象品に対して行います。

(認証製品試験結果の通知等)

第28条 JET は、認証製品試験の結果、試験品に改善を要する部分があったときは、その旨を認証申込者に通知します。

2 JET は、認証申込者からJETの指定する期限内に、認証製品試験改善試験申込書とともに改善した試験品の提出があったときは、認証製品試験改善試験の申込みを受付けるものとします。

3 認証申込者は、JET が指定する期限内に改善措置を行うことができない場合には、延期届けを提出することによって、延期することができます。

4 JET は、認証申込者から改善期限内に第2項又は第3項の手続きが行われないうちは、認証製品試験不適合として、第6条の認証申込の取下げに該当するとして処理します。

(認証試験成績書の発行)

第29条 JET は、認証試験が終了したときには、認証申込者の請求により、認証試験成績書を発行します。

2 JET は、認証申込者又は認証取得者の請求により、認証試験成績書の複本を発行します。

3 JET は、認証申込者又は認証取得者が、認証試験成績書を汚し、損じ又は失ったときは、認証申込者又は認証取得者の請求に基づき、認証試験成績書の再発行を行います。

4 JET は、第15条の規定により部分変更が行われた場合に認証取得者の請求により認証試験成績書を発行します。

第3節 認証の継続のための製品試験

(部分変更試験)

第30条 部分変更試験は、第15条第1項に基づく認証製品の部分変更を行うときに、部分変更が行われる製品に対して実施される認証の継続を行うための製品試験です。

(部分変更試験の申込み)

第31条 JET は、認証取得者から第15条第1項に基づく認証に係る部分変更届とともに試験品の提出があったときに、部分変更試験の申込みを受付けるものとします。

(部分変更試験の方法)

第32条 JET は、部分変更試験を第22条の試験基準により、前条の試験品に対して行います。

(部分変更試験結果の通知等)

第33条 JET は、部分変更試験の結果、試験品に改善を要する部分があったときは、その旨を認証取得者に通知します。

2 JET は、認証取得者からJETの指定する期限内に、部分変更試験改善試験申込書とともに改善した試験品の提出があったときは、部分変更試験改善試験の申込みを受付けるものとします。

3 認証申込者は、JET が指定する期限内に改善措置を行うことができない場合には、延期届けを提出することによって、延期することができます。

4 JET は、認証申込者から改善期限内に第2項又は第3項の手続きが行われないうちは、部分変更試験不適合として処理し、設計変更を認めないものとします。

(製品試験員)

第34条 製品試験員は、製品試験業務に直接従事する者をいい、技能資格認定規程（PCM-22）に基づいて、認定された者としてします。

第4章 工場調査

第1節 認証のための工場調査

(初回工場調査)

第35条 JETは、認証申込みに係る試験品が第22条の認証試験基準に適合していると認めた場合は、当該認証対象モデルを製造する工場に対して、認証試験基準に適合する認証製品を継続的に製造することができる体制にあることを確認するため、別に定める「小型分散型発電システム用系統連系保護装置等の工場調査実施要領（PCM-65-61）」（以下「工場調査実施要領」といいます）により初回工場調査を行います。

2 第14条に基づく変更届のあったときは、当該工場について前項の初回工場調査と同一内容の工場調査を実施するものとします。

(初回工場調査の方法等)

第36条 JETは、初回工場調査の日程を認証申込者との間で協議してから初回工場調査を行います。

2 JETは、初回工場調査に先立ち、別に定める「工場調査実施要領」の工場調査票セクションAを作成し、工場調査員に認証申込者及び調査対象工場に関する情報を与えます。

3 JETは、初回工場調査に先立ち、認証申込者に対して前項の「工場調査実施要領」の工場調査票セクションBに必要事項の記入と、その提出を求めます。

4 工場調査員は、前項の質問票が完成されていることを確認のうえ、第1項の「工場調査実施要領」のJET工場調査票に基づき、製造工場の初回工場調査を行い、その結果を当該調査票により通知します。

5 JETは、初回工場調査の目的を達成するため、製造工場の就業時間内に必要な限度において当該工場の関係部分に自由に立ち入ることができるものとします。

(初回工場調査結果の通知等)

第37条 JETは、初回工場調査の結果、改善を要する部分が認められた場合には、改善期限を付して、認証申込者にお知らせします。

2 JETは、認証申込者から改善期限内に当該部分を改善していただき、その旨の連絡を受けた場合には、継続して初回工場調査を実施します。

3 認証申込者は、JETが指定する期限内に改善措置を行うことができない場合には、延期届けを提出することによって、延期することができます。

4 JETは、認証申込者から改善期限内に第2項又は第3項の手続きが行われないうちは、第6条の認証申込の取下げに該当するとして処理します。

第2節 認証期間中の工場調査

(定期工場調査)

第38条 JETは、認証の有効期間内において、第22条の認証試験基準に適合する認証製品を継続的に製造することができる体制が維持されていることを確認するための定期工場調査を行います。

(定期工場調査の方法等)

第39条 JETは、定期工場調査を原則として年1回行います。ただし、製造状況等を考慮して、その頻度を増減することがあります。

2 定期工場調査は、原則として予告なしに行います。ただし、JETは、調査の目的を損なうことがないと認めたときは、認証取得者に予告を行うことができます。

3 工場調査員は、初回工場調査において必要事項が記入された工場調査票セクションB及びJET工場調査票（初回工場調査結果）を確認のうえ、別に定める「工場調査実施要領」のJET工場調査票に基づき、製造工場の定期工場調査を行い、その結果を当該調査票により通知します。

4 JETは、定期工場調査の目的を達成するため、製造工場の就業時間内に必要な限度において当該工場の関係部分に自由に立ち入ることができるものとします。

(定期工場調査結果の通知等)

第40条 JETは、定期工場調査の結果、改善を要する部分が認められた場合には、改善期限を付して、その旨を認証取得者にお知らせします。

- 2 JETは、認証申込者からJETの指定する期限内に改善した結果を記載した定期工場調査再申込書の提出があったときは、定期工場調査の再調査の申込みを受付けるものとします。
- 3 認証取得者は、改善を要する部分のお知らせに記載された期限内に改善措置を行うことができない場合には、延期届けを提出することによって、延期することができます。
- 4 JETは、認証取得者から前項の手続きがなされないときには、定期工場調査不適合として処理し、その旨を認証取得者に発行します。この場合第44条の規定に基づく認証ラベルの使用停止を求めることができます。

第3節 臨時工場調査

(臨時工場調査)

第41条 JETは、認証の有効期限内において、認証ラベルが貼付された認証製品に重大な不適合が発見されたとき、又は認証製品の登録内容等に疑義が生じたとき等の場合には、必要に応じて、認証製品を製造する工場に対して臨時に調査を実施することができるものとします。

- 2 前項の臨時工場調査を実施する場合、JETは調査の理由、調査日時を記した書類を認証取得者に提示します。
- 3 工場調査員は、臨時工場調査を別に定める「工場調査実施要領」に定めたJET工場調査票に基づいて行います。

(臨時工場調査結果の措置)

第42条 JETは、臨時工場調査において改善を要する部分が認められたときは、改善期限を付して、認証取得者にお知らせします。この場合、必要に応じて、改善されたことをJETが確認するまで第44条の規定に基づく認証ラベルの貼付を行わないように求めることができます。

第4節 工場調査員

(工場調査員)

第43条 工場調査員は、初回工場調査、定期工場調査又は臨時工場調査業務に直接従事する者をいい、技能資格認定規程(PCM-22)に従って、工場調査員技能資格認定範囲(PCM-22-62)表1の製品分類番号6の範囲で工場調査員に認定された者としてします。

第5章 認証ラベル

(認証ラベル)

第44条 JETは、認証製品を製造する工場で、別に定める「系統連系認証ラベル管理要領」の認証ラベルを、認証製品の見やすい箇所に貼付していただきます。

- 2 前項の認証ラベルは、認証取得者又は、認証製品を製造する工場の認証ラベル保管責任者の発行申込により、JETが発行します。
- 3 認証取得者は、認証ラベルの貼付作業において認証ラベルを損傷させたものについては、その損傷した認証ラベルの交換をJETに請求することができます。
- 4 認証取得者は、認証ラベルが貼付された認証製品及びその外箱又はその他適切な場所に、認証された製品である旨の表示を付すことができます。

(認証ラベルの管理)

第45条 JETは、認証取得者にあらかじめ認証ラベル保管責任者を定めていただき、届出ていただきます。認証ラベル保管責任者を変更する場合も、同様とします。

- 2 JETは、認証ラベル保管責任者に、認証ラベルの受払表を備えていただき、認証モデルごとに認証ラベルの受払を管理していただきます。
- 3 JETは、定期工場調査の際に認証ラベル受払表の確認をさせていただきます。
- 4 認証取得者又は、認証製品を製造する工場の認証ラベル保管責任者は、年度末時点で未使用の認証ラベルがあり、かつ、次年度以降も使用する計画が無い場合には、当該認証ラベルを返却することができます。
- 5 JETは、認証ラベルの保管及び受払状況について、随時監査することができるものとします。

6 JET は、認証ラベルの受払帳簿を備えて、認証ラベルの受払を常に明確にしておきます。

(認証ラベルの誤用)

第46条 JET は、認証取得者が認証製品以外のものに認証ラベルを貼付して出荷したことが明らかになった場合には、認証取得者に対して、認証製品以外のものに認証ラベルを貼付する行為の停止及び当該製品（既に出荷した製品を含みます。）に貼付された認証ラベルの剥離を求め、当該事態の発生原因、当該製品に対する措置等を報告していただきます。

2 第17条第3項の規定は、前項の場合に準用します。

第6章 品質等の維持及び事故責任の帰属

(品質等の維持義務)

第47条 JET は、認証取得者に対して、認証ラベルを貼付する認証製品について、認証証明書に記載された仕様、性能等を遵守し、又その品質を維持する責任を負っていただきます。

(事故責任の帰属)

第48条 認証ラベルを貼付した認証製品に事故が生じた場合、その処理及び損害賠償の責務は、当該認証モデルの認証取得者に帰属するものとします。

第7章 認証料等

(認証料等)

第49条 JET は、別に定める「認証等手数料」の認証料等を、認証取得者又は認証申込者に請求します。

2 JET は、前項の認証料等を、現金、記名式若しくは持参人払いの小切手、JET の取引銀行への振込又は郵便為替によって、納入していただきます。

(認証料等の返還)

第50条 JET は、次の各号の一つに該当する場合に限り、収納した認証料等を認証取得者又は認証申込者に返還します。

- (1) 第45条第4項の規定により、登録者から未使用の認証ラベルの返納があった場合、返納された認証ラベルの枚数に応じた認証ラベルの額
- (2) 請求額を超過して収納したときは、その超過した額
- (3) JET の責任に帰すべき理由により認証業務を完了することが不可能となった場合において、すでに収納されている手数料の全額
- (4) 第6条の規程に基づく認証申込取下届が提出された場合において、すでに収納されている手数料からJET が既に実行した役務相当額を差し引いた額
- (5) 申込者にやむを得ない事情が発生した場合であって、JET がこれを認めたときにおいてJET がその都度定める額

第8章 記録

(記録の作成及び保存)

第51条 JET は、この規程の実施に関する記録を作成し、次により保存します。

- (1) 認証等に関する記録は、認証（更新を含む。）の有効期間が満了した日から起算して10年
- (2) 前号以外の記録は、JET が別に定める期間

2 JET は、保存期間を経過した記録を破棄します。

(認証取得者における検査記録の保管等)

第52条 JET は、認証取得者において、認証製品の社内検査記録を3年以上保管していただきます。

2 JET は、定期工場調査及び臨時工場調査時その他必要ある場合には、前項の社内検査記録を調査することができるものとします。

(苦情の受付及び記録)

第53条 認証取得者には、認証ラベルを貼付した認証製品について第三者から申し立てられた認証試験基準への適合性に関する苦情を受け、処理し、その概要と対応処置を記録していただきます。

- 2 JET は、前項の記録を閲覧することができるものとし、認証取得者には、JET の請求により、これを提出していただきます。
- 3 第三者が JET に対して認証ラベルを貼付した認証製品に対する苦情を申し立てたときには、JET はこれを認証取得者に連絡します。
- 4 第三者からの苦情が JET の認証業務に係るものであるときは、JET は認証取得者と協議のうえその処理にあたるものとします。
- 5 認証取得者と第三者との間において紛争が生じたときは、認証取得者にはその責任と負担において解決を図っていただきます。
- 6 前項の場合において、JET が第三者に対し損害賠償その他の負担をさせられたときは、認証取得者には、JET の求償に応じていただきます。
- 7 JET は、認証ラベルが貼付された認証製品の事故原因究明、認証試験基準適合性、再発防止策等について、認証取得者に協力します。

(苦情及び異議申し立て)

第 5 4 条 認証申込・取得者及びその他の利害関係者は、JET が行う認証業務について、苦情、異議等が生じた場合は、JET に対して、書面によって申し立てることができます。

- 2 JET は、前項の申し立てを受けた場合は、苦情処理規程 (PCM-11) に基づいて、誠意をもって、対応します。

第 9 章 市場品買上げ試験等

(市場品買上げ試験)

第 5 5 条 JET は、第 4 4 条の規定に基づき認証ラベルが貼付され、流通に置かれている認証製品が、第 2 2 条の認証試験基準に適合していることを確認するための試験 (以下「市場品買上げ試験」といいます。)を行うことができるものとします。

- 2 JET は、必要に応じて認証製品を購入して試験を実施し、第 2 2 条の試験基準に不適合であることが判明したときは、その試験結果を認証取得者に通知するとともに認証の取消しその他必要な措置をとるものとします。

第 10 章 臨時試験

(臨時試験)

第 5 6 条 JET は、第 4 4 条の規定に基づき認証ラベルが貼付された認証製品について、第三者から第 2 2 条の認証試験基準への適合性について指摘を受けた場合において JET が必要と認めたときは、第 2 2 条の認証試験基準への適合性を確認するため、認証取得者と協議のうえ臨時試験を実施します。

- 2 JET は、前項の臨時試験を行うために、当該認証モデルの認証取得者に、認証製品を提出していただきます。
- 3 JET は、認証取得者から提出された認証製品に対して、第 2 2 条の認証試験基準への適合性試験を実施し、その試験結果を認証取得者及び認証試験基準への適合性について指摘した第三者にお知らせします。
- 4 第 2 3 条の規定は、臨時試験の場合に準用します。

第 11 章 その他

(系統連系装置認証制度検討委員会)

第 5 7 条 JET は、この認証制度を公平かつ適正に実施するために、理事長の諮問機関として系統連系装置認証制度検討委員会 (以下「連系認証委員会」といいます。)を置きます。

- 2 JET は、認証制度の改正、認証試験方法の改正等重要事項について、事前に連系認証委員会に諮り、その意見を尊重します。

(守秘義務)

第 5 8 条 JET は、認証申込者又は認証取得者から知り得た製品等及びその製造に関する一切の情報を認証業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は認証申込者並びに認証取得者の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らさないものとします。ただし、認証の後に JET の故意又は過失によらないで公知になった情報及び JET が第三者から適法に取得した情報は除きます。

(試験等に際しての損害)

第59条 JETは、認証試験等及び各種工場調査に際して、認証申込者又は認証取得者に生じた損害については、JETに故意又は過失があったときを除き、その責任を負わないものとします。

(紛争の処理)

第60条 JETは、JET並びに認証申込者又は認証取得者の間に、この業務規程の権利義務について紛争が生じたときは、認証申込者又は認証取得者の協力を得て、法令及び慣習に則り誠意をもって解決にあたります。

(合意管轄)

第61条 この業務規程の権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とします。

(様式)

第62条 この業務規程における申込書、認証証明書、届等にかかる様式は、別に定める「様式集」によるものとします。

(実施内規)

第63条 JETは、この規程の実施を円滑に行うために、別に内規を定めることができることとします。

附 則

1 この規程は、平成5年7月26日から施行します。

附 則（平成13年4月1日改訂）

1 改訂後の規程は、平成13年4月1日から施行します。

附 則（平成14年10月1日改訂）

1 この改訂規程は、平成14年10月1日から施行します。ただし、附表2「認証ラベル」中の「太陽光発電システム用の認証ラベル」については、平成15年4月1日から適用することとし、それ以前は従前の認証ラベルを使用することとします。

2 この改訂規程の施行前に行われた「認証試験及び登録の申込」であって、この改訂規程の施行時に登録が行われていない申込みに対する手続きは、この改訂規程に基づいて行います。この場合、改定前の規程による「認証試験及び登録の申込」は、この改訂規程の定めるところにより行われたものとみなします。

3 改訂前の規程に基づいて行われた「認証登録契約」は、この改訂規程の施行日以前に取得した認証登録又は更新の有効期間が満了する日を以て、その効力を失うものとします。

附則（平成19年3月19日改訂）

1 改訂後の規程は、平成19年3月19日から施行します。

附則（平成21年2月9日改訂）

1 改訂後の規程は、平成21年2月9日から施行します。

附則（平成21年10月30日改訂）

1 改訂後の認証ラベル手数料は、平成22年1月1日発行分から適用します。

附則（平成23年4月15日改訂）

1 改訂後の規程は、平成23年6月1日から施行します。

附則（平成23年7月1日改訂）

1 改訂後の規程は、平成23年7月6日から施行します。

附則（平成24年4月3日改訂）

1 改訂後の規程は、平成24年4月3日から施行します。

附則（平成25年2月27日改訂）

1 改訂後の規程は、平成25年4月1日から施行します。

附則（平成25年6月28日改訂）

1 改訂後の規程は、平成25年7月1日から施行します。

附則（平成25年11月28日改訂）

1 改訂後の規程は、平成25年11月29日から施行します。

附則（平成25年12月25日改訂）

1 改訂後の規程は、平成26年1月6日から施行します。

附則（平成26年6月27日改訂）

1 改訂後の規程は、平成26年7月1日から施行します。

附則（平成27年8月12日改訂）

1 改訂後の規程は、平成27年8月15日から施行します。

附則（平成28年2月16日改訂）

1 改訂後の規程は、平成28年2月22日から施行します。

附則（平成28年9月1日改訂）

1 改訂後の規程は、平成28年9月1日から施行します。

附則（平成29年1月13日改訂）

1 改訂後の規程は、平成29年1月16日から施行します。

附則（2018年4月1日改訂）

1 改訂後の規程は、2018年4月1日から施行します。

附則（2019年10月1日改訂）

1 改訂後の規程は、2019年10月1日から施行します。

部分変更と見なされる構造、仕様等の条件

1. 構造

- (1) 外形寸法、外被構造が同一と見なされること。
- (2) 内部の部品配置、配線構造、絶縁構造が同一と見なされること。

2. 回路構成

- (1) 主回路及び制御回路がすべて同一と見なされること。

3. 部品

- (1) 使用部品の仕様・機能がすべて同一と見なされること。

4. 仕様

- (1) 連系系統の電気方式、電圧、周波数が同一であること。
- (2) 容量、入力電圧、入出力電流が同一か低減容量と見なされること。
- (3) 運転力率範囲が同一と見なされること。
- (4) 系統電圧の制御方式が同一であること。
- (5) 系統連系保護機能
 - a. 単独運転防止機能が同一と見なされること。
(受動的方式及び能動的方式が同一であること)
 - b. 直流分流出防止機能が同一と見なされること。
 - c. 電圧上昇抑制機能が同一と見なされること。
- (6) 運転、系統連系保護・整定等の制御ソフトウェアの部分変更と見なされること。

注) 詳細については、JETと認証取得者と協議の上、決定する。